

## 千葉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「小児慢性特定疾病児童等」とは、千葉市小児慢性特定疾病医療支援実施要綱第7条第2項により支給認定を受けた者をいう。

### (給付対象者)

第3条 用具の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、日常生活を営むのに支障がある小児慢性特定疾病児童等であって、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 第5条に定める申請書の提出日において有効な千葉市小児慢性特定疾病医療受給者証（以下「有効な医療受給者証」という。）を有する者
- (2) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定している者
- (3) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者

### (用具の給付)

第4条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の種目の欄に掲げるとおりとし、同欄に掲げる種目の区分に応じ、同表の性能の欄に掲げる性能を有するものとする。

2 用具の給付は、別表1の種目の欄に掲げる種目の区分に応じ、同表の対象者の欄に掲げる状態にある給付対象者に対して行うものとする。

### (給付の申請)

第5条 用具の給付を受けようとする者又はその扶養義務者は、千葉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、給付申請書により所得の状況等の調査、確認に同意し、証明すべき事実を千葉市が確認することができる場合は、当該書類を省略させることができる。

- (1) 有効な医療受給者証の写し
- (2) 給付対象者の属する世帯の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し
- (3) 給付を受けようとする用具を製作又は販売する事業者が発行した当該用具の給付に係る経費の見積書

### (給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請に係る給付対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、千葉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成し、調査内容を審査のうえ、当該用具を給付する事業者（以下「事業者」という。）を定め用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、千葉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付可否決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、用具の給付をすることと決定した者（以下「給付決定者」という。）に対しては、事業者を記載した千

葉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

（費用の負担）

第7条 給付決定者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により給付決定者が負担する額は、別表2に定める額とする。

3 事業者の用具の給付に要する費用（以下「事業者費用」という。）が別表1の種目の欄に掲げる種目の区分に応じ、同表の基準額の欄に掲げる基準額を超える場合には、給付決定者は、前2項の規定により自己が負担する費用に加えて、事業者費用から当該基準額を差し引いた額を負担するものとする。

（給付の手続）

第8条 給付決定者は、事業者から給付券と引換えに用具の給付を受けるものとする。

2 給付決定者は、前項の規定により給付を受ける際、第7条第1項及び第3項の規定により自己が負担する費用（以下「自己負担費用」という。）を事業者に支払うものとする。

（費用の請求等）

第9条 事業者は、前条第1項の規定により給付決定者に用具を給付したときは、給付決定者から提出を受けた給付券を添えて、事業者費用から自己負担費用を差し引いた額の費用を市長に請求するものとする。

2 市長は、前1項の規定による請求があったときは、当該費用を事業者に支払うものとする。

（給付の制限等）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により用具の給付を受けた者（以下「給付者」という。）に対し、別表1の種目の欄に掲げる当該用具の種目の区分に応じ、同表の耐用年数の欄に掲げる当該用具の耐用年数が経過しなければ、同種目の用具を給付しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 用具のうち紫外線カットクリーム、ストーマ装具、人工鼻は、1給付対象者に対し、1年につき1回に限り給付するものとする。

3 用具の付属品については、その付属品が無いと当該用具が機能しない場合においてのみ認められるものとする。

（用具の管理等）

第11条 給付者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供してはならないものとする。

2 市長は、給付者が前項の規定に違反したときは、第9条第2項の規定により事業者を支払った費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（給付台帳の整備）

第12条 市長は、給付者に対する用具の給付の状況を明確にするため、千葉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳（様式第5号）を整備するものとする。

（補足）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

（千葉市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱）

2 千葉市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表 1

種 目	性 能	対 象 者	耐用年数	基準額
便器	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	常時介助を要する者	8年	4,900円
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	寝たきりの状態にある者	5年	21,560円
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能に障害のある者	8年	166,320円
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	寝たきりの状態にある者	8年	169,400円
歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	下肢が不自由な者	8年	66,000円
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	入浴に介助を要する者	8年	99,000円
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	自力で排尿できない者	5年	73,700円
体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	寝たきりの状態にある者	5年	16,500円
車椅子	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	下肢が不自由な者	5年	77,440円
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	発作等により頻繁に転倒する者	3年	13,380円
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能に障害のある者	5年	62,040円
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	体温調節が著しく難しい者	1年	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの。	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	—	41,580円
ネブライザー(吸入器)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能に障害のある者	5年	39,600円
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	人工呼吸器の装着が必要な者	5年	173,250円
ストーマ装具(消化器系)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	—	113,520円

ストーマ装具 (尿路系)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	—	149,160円
人工鼻	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	—	128,700円

備考 紫外線カットクリーム、ストーマ装具、人工鼻の基準額は、1年当たりの基準額とする。

別表 2

## 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分				徴収基準 月額	加算基準 月額			
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯				円 0	円 0			
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯				1,100	110			
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯				2,250	230			
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下		D1	階層	2,900	290		
		3,001	～	5,800	円	D2	〃	3,450	350
		5,801	～	8,700	円	D3	〃	3,800	380
		8,701	～	13,000	円	D4	〃	4,250	430
		13,001	～	17,400	円	D5	〃	4,700	470
		17,401	～	22,400	円	D6	〃	5,500	550
		22,401	～	28,200	円	D7	〃	6,250	630
		28,201	～	58,400	円	D8	〃	8,100	810
		58,401	～	75,000	円	D9	〃	9,350	940
		75,001	～	96,600	円	D10	〃	11,550	1,160
		96,601	～	121,800	円	D11	〃	13,750	1,380
		121,801	～	175,500	円	D12	〃	17,850	1,790
		175,501	～	221,100	円	D13	〃	22,000	2,200
		221,101	～	380,800	円	D14	〃	26,150	2,620
		380,801	～	549,000	円	D15	〃	40,350	4,040
		549,001	～	579,000	円	D16	〃	42,500	4,250
		579,001	～	700,900	円	D17	〃	51,450	5,150
		700,901	～	849,000	円	D18	〃	61,250	6,130
		849,001	～	1,041,000	円	D19	〃	71,900	7,190
		1,041,001	以上			D20	〃	全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

## 備考

### 1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の給付対象者が、同時に別添2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な給付対象者以外の給付対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該給付対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、給付対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該給付対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に給付対象者を扶養しているもののうち、当該給付対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「給付対象者の属する世帯」とは、当該給付対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と給付対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は給付対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、給付対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に給付対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている給付対象者が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

#### (3) 徴収基準額表の適用時期

別添2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。



- 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該給付対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。
- 4 徴収基準額の特例  
災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
- 5 その他  
令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。